(下線部分改正)

現行

#### 第2条 取引の申込み

- 1. (省略)
- 2. 次の各号のすべてに該当する場合に、お客様と当社との間の本契約は成立するものとし、<u>インターネット</u>による投信積立サービス(以下「本サービス」といいます。)を本約款に基づいてご利用になることができます。
  - (1) 「オンライントレード・コンタクトセン ター取扱規定」に従いオンライントレードの 利用申込をしていること
  - (2) 「取引報告書等の電磁的方法による交付 に係る取扱規定」に従い電子交付の申込みを していること
  - (3) 積立投資(財形貯蓄、株式累積(積立) 投資、ミリオンを除く。)に関する契約を締 結していること
- 3. お客様は、<u>インターネット</u>により本契約の申 込みを行うものとします。
- 4. (省略)

## 第3条 注文日・金額の指定

- 1. お客様は、インターネットにより当社所定の方法で、買付頻度、および注文日を指定し、当社の定める金額以上かつ当社の定める単位で金額の指定を行うものとします。なお、当社が必要と認める場合には、買付頻度、金額若しくは単位を随時、変更することができるものとします。
- 2. (省略)

## 第4条 買付投資信託の指定

- 1. (省略)
- 2. お客様は、<u>インターネット</u>により、対象投資 信託の中から買付けを行う投資信託を指定する ものとします(以下、指定した投資信託を「指 定投資信託」といいます。)。
- 3. お客様は、指定投資信託の指定に際しては、 指定投資信託の投資信託説明書(交付目論見書) および目論見書補完書面(以下、総称して「目 論見書等」といいます。)の内容を確認し、そ の内容についてご理解いただいているものとし ます。目論見書等の交付および指定投資信託に 関しお客様に対して行うべき通知は、法令諸規 則に従い書面に代えて電磁的方法により行うも のとします。
- 4. (省略)

#### 第7条 買付の時期および価額

 第3条および第4条に従ってお客様が買付を 行なう場合、当社は、当社所定の時点において、 「オンライントレード・コンタクトセンター取

# 改正

#### 第2条 取引の申込み 1. 現行どおり)

- 2. 次の各号のすべてに該当する場合に、お客様 と当社との間の本契約は成立するものとし、<u>当社</u> <u>所定の方法</u>による投信積立サービス(以下「本サ ービス」といいます。)を本約款に基づいてご利 用になることができます。
  - (1) 「オンライントレード・コンタクトセン ター取扱規定」に従いオンライントレードの 利用申込をしていること
  - (2) 「取引報告書等の電磁的方法による交付 に係る取扱規定」に従い電子交付の申込みを していること
  - (3) 積立投資(財形貯蓄、株式累積(積立) 投資、ミリオンを除く。)に関する契約を締 結していること
- 3. お客様は、<u>当社所定の方法</u>により本契約の申込みを行うものとします。
- 4. (現行どおり)

## 第3条 注文日・金額の指定

- 1. お客様は、当社所定の方法で、買付頻度、および注文日を指定し、当社の定める金額以上かつ当社の定める単位で金額の指定を行うものとします。なお、当社が必要と認める場合には、買付頻度、金額若しくは単位を随時、変更することができるものとします。
- 2. (現行どおり)

## 第4条 買付投資信託の指定

- 1. (現行どおり)
- 2. お客様は、<u>当社所定の方法</u>により、対象投資 信託の中から買付けを行う投資信託を指定する ものとします(以下、指定した投資信託を「指 定投資信託」といいます。)。
- 3. お客様は、指定投資信託の指定に際しては、 指定投資信託の投資信託説明書(交付目論見書) および目論見書補完書面(以下、総称して「目 論見書等」といいます。)の内容を確認し、そ の内容についてご理解いただいているものとし ます。
- 4. (現行どおり)

## 第7条 買付の時期および価額

1. 第3条および第4条に従ってお客様が買付を 行なう場合、当社は、当社所定の時点において、 当社の定める方法により買付可能金額の計算を 現行

<u>扱規定」第2章第8条2号に</u>定める方法により 買付可能金額の計算を行ったうえで、買付注文 を受付けるものとします。

2. ~6. (省略)

## 第8条 申込内容の変更

- 1. 指定投資信託、注文日若しくは金額の変更又 は指定投資信託の解除は、お客様が<u>インターネ</u> <u>ット</u>により行うものとします。
- 2. お客様は、当社に対し、注文日の前営業日ま でに前項の変更または解除を申込むものとしま す。
- 3. 当社は、お客様から申込みを受けた後、<u>変更</u> 手続きが完了する時点において申込内容の変更 又は解約があったものとして取扱います。

#### 第10条 本契約の解約

- 1. (省略)
- 2. お客様は、解約の申出を行う場合、当社に対し、注文日の前営業日までに申出るものとします。
- 3. 当社は、お客様から前項の申出を受けた後、解約手続きが完了する時点において解約があったものとして取扱います。その他の事由により解約される場合には、当社が定める時期に解約があったものとして取扱います。

附則

この約款は、<u>2020</u>年<u>4</u>月<u>1</u>日より適用されます。

以 上

改正

行ったうえで、買付注文を受付けるものとします。なお、お客様からお届けをいただいている 投資経験、投資目的等から見て著しく過剰な数 量であると当社が判断した場合又はお客様の取 引注文が公正な価格形成に弊害をもたらすもの であると当社が判断した場合は、新たな買付取 引のご注文の金額・数量について制限を設ける ことがあります。

2.~6. (現行どおり)

## 第8条 申込内容の変更

1. 指定投資信託、注文日若しくは金額の変更又 は指定投資信託の解除は、お客様が<u>当社所定の</u> 方法により行うものとします。

(削)除)

2. 当社は、お客様から<u>前項の変更又は解除の</u>申 込みを受けた後、手続きが完了する時点におい て申込内容の変更又は解約があったものとして 取扱います。

#### 第10条 本契約の解約

1. (現行どおり) (削 除)

2. 当社は、お客様から前項<u>第1号</u>の申出を受けた後、解約手続きが完了する時点において解約があったものとして取扱います。その他の事由により解約される場合には、当社が定める時期に解約があったものとして取扱います。

## 附則

この約款は、2022年7月1日より適用されます。

以 上